

2011年11月15日

mail ニュース

No.2・通巻267(訂正版)

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合

発行人 米山隆史
TEL 03-5381-0250

2011年度対都賃金確定闘争の決着に当たっての書記長コメント (訂正版)

2011年11月15日

自治労連都庁職書記長 米山 隆史

1. 若干の経過

(1) 国と都の勧告をめぐって

人事院は、民間給与実態調査を2ヶ月遅れで実施し、9月30日、国会と内閣に対して国家公務員の給与等に関する勧告を行いました。勧告の主な内容として、例月給を平均899円、0.23%の引き下げ、一時金については、昨年と同様の3.95月に据え置くとの勧告を行いました。これにより、平均年間給与は、平均1.5万円減収になり3年連続の月例給引き下げとなりました。今年の勧告は3年連続となるマイナス勧告というだけでなく、1998年から13年間の平均年間給与は72.4万円もの引き下げとなります。さらに、新たな高齢者雇用(定年延長)施策に関する意見の申出を行いました。申出は65歳定年とする一方60歳前の年間給与を70%水準となるよう設定するとしています。

東京都人事委員会は、10月28日、都議会議長及び都知事に対して「職員の給与に関する報告(意見)と勧告」と「人事制度及び勤務時間制度に関する報告(意見)」を行いました。その内容は、例月給について人事院勧告(△899円△0.23%)を上回る公民較差△979円△0.24%としています。特別給についても人事院同様に年間支給月数3.95月(再任用2.10月)の据え置きを勧告しました。結果、平均年間給与で1.6万円の減額となります。12年連続の賃下げを勧告しました。給料表の引き下げを平均0.2%とし、昨年までは中高年齢層の引き下げを強める昇給カーブのフラット化を推進しましたが、今年は1級職初任給付近は据置く一方、若年層の一部を含めたフラット化が拡大されるなど不当な勧告をしました。

今回の人事委員会勧告は、人事院勧告に追随し、労働基本権の代償機関としての役割を果たしていません。第三者としての独自性・中立性・客観性・科学性を放棄し、職員の労働条件向上を一切無視する不当な内容であり断固として認めるわけにはいきません。

(2) 都労連・都庁職の取り組み

都労連は10月7日に第1回中央委員会を開催し、秋季年末確定闘争の勝利に向けて闘う方針を確立しました。

東京都は、10月28日の人事委員会勧告を受け、①研究職給料表の廃止などを表明し、都労連は、労使協議で解決に誠意を尽くすことを表明しました。

都労連は、戦術委員会において、都労連要求実現を目指すとして、6波の総決起集会・都庁包囲デモ等と1時間のストライキを配置し闘争に突入しました。

小委員会交渉では、都当局は都労連の諸要求に対し回答すら行わず、全く応えない姿勢に終始し、進展が無いまま時間が過ぎました。

11月14日20時30分に都労連委員長と副知事の会談が開かれ、14日23時15分に都労連単組代表者会議が開催されました。

その後、都労連委員長に対して示された最終回答を戦術委員会で確認し、総合的に積み上げてきた到達点として妥結を決定し、1時間ストライキについては中止することとしました。

（３）東京自治労連・自治労連都庁職の取り組み

自治労連都庁職は産別労働組合の立場から、都労連・都庁職とともに全力を挙げて今年の賃金確定闘争を取り組んできました。

自治労連都庁職はこの間、東京自治労連とともに、官民の共同を推進する立場で運動を進めてきた。10月14日には「11賃金確定・12予算人員要求実現、秋期年末闘争勝利！東京自治労連・自治労連都庁職10・14都庁前決起集会」を実施し、決起集会・新宿駅西口での都民宣伝行動・現業闘争推進意思統一集会を成功させました。

賃金確定闘争の山場を控えた11月8日、東京地評が事務局を努める東京春闘共闘に対して、「11賃金確定闘争・12予算闘争についての要請」を行い、11月10日に3団体29単産より、「不当な東京都人事委員会勧告に抗議し、都職員のたたかいに連帯するアピール」が表明されました。アピールでは、「不当な東京都人事委員会勧告を受けての貴労働組合における2011年賃金確定での闘いは、私たち民間労働者はもとより、広く都民生活の向上にとって極めて重要な闘いといえます。私たちは、2011年賃金確定闘争勝利・秋冬闘争での要求実現のために奮闘されている貴労働組合の闘いに対して、深い敬意と熱烈な連帯の意志を表明いたします」と連帯の表明がされました。

２．都側回答の概要（11月14日20時30分：都労連委員長・副知事会談）

（１）研究職給料票については、給料の調整額について、給料表切替時における水準確保の観点から額の設定を修正する。行政職（一）・医療職（二）・医療職（三）の各給料表共通で、1級700円を1,600円、2級1,400円を1,700円。3・4級については当初提案どおり。また、研究職給料の廃止に伴い切替日における給料が、切替日の前日に受けていた給料を下回らないよう現給を保障（再任用職員を除く）。人事委員会勧告で示された例月給の改定については23年12月1日より実施し、「所要の調整」については、12月期の期末手当において実施する。

（２）島しょ公署・都外公署に勤務する新規採用職員に対する地域手当の特例措置について、異動の実情等を考慮し、支給年限を3年から最大4年に延長する。実施期間は、平成24年4月1日後採用される職員から適用（但し、実施時期の前日において、本新規採用

特例措置を受ける職員についても適用)。

- (3) 現業系職員の作成方針については変更せず、勧告された行政職給料表(一)をベースに、引き下げ幅を強める改定を実施。
- (4) パワー・ハラスメントに関して、事例研究結果について、準備が整い次第、速やかに提示。また、現行の人事制度検討会を活用し、労使で意見交換を実施。
- (5) メンタルヘルスケアに関して、入都3年目の若手職員のみを対象としていたこころの健康診断と面接指導事業を拡充し、全職員への「こころの健康度チェック」の配布及び積極的な面接利用を呼びかけ、メンタルヘルス不全の未然防止を図る。
- (6) メーデー職免については、平成23年12月31日で廃止。

3. 妥結にあたっての書記長コメント

今年の確定闘争は、震災の影響で人事院勧告、人事委員会勧告が相当遅れ、交渉期間が極めて短かったこと、また、国家公務員給与削減の特例法案が国会で審議中であり、国と地方を含む公務員給与の削減攻撃が強まる中でのきわめて困難な情勢の下での闘いでした。民主党政権は、マニフェストで公務員削減を掲げ閣議決定を実施し、人事院勧告を否定し平均7.8%の給与削減を実施しようとしています。人事院総裁や野党自民党までも人事院勧告の尊重を公然と明らかにしているなど、今まででは考えられない事態となっています。一方、大企業・大資産家に対する優遇税制の延長や減税を止めようとはしていません。今、日本経済を立て直すためには、大企業本位ではなく、国民の懐を温める内需拡大政策への転換が求められています。

730万人公務関係労働者の給料の削減は、民間の賃金改善の流れに水をさし、民間賃金切り下げへの悪循環を招き、地域産業と地域経済に重大な打撃を与えるものです。

こうした情勢の下で行われた、今次確定闘争では、都当局は都労連要求に応えず①都人事委員会の不当な例月給の削減を実施 ②研究職給料表の廃止 ③メーデー職免の廃止を強行しました。私たちは、都当局の回答に対して強い怒りを持って糾弾します。

都労連は、都側の最終回答に対して、労使交渉で自主解決を図ることをめざし「都労連要求との関係で、総じて組合員の期待からすれば厳しい内容である。しかし、都側が執拗に示した人事制度の見直し提案を断念させたことをはじめ、都労連に団結し結集する全単組の闘いの到達点として、妥結を判断する」としました。

激動する情勢の中、私たち自治体労働者の賃金・労働条件の向上を求める闘いは、官民の共同とともに、非正規労働者をも視野に入れることが重要になっています。自治労連都庁職は引き続き、都労連・都庁職の仲間と団結するとともに、こうした立場で12国民春闘を始めとした闘いに全力を挙げることを表明します。

以上